

FAQ（よくある質問）

以下を必ずお読みください。

応募について

Q1 特別支援学校の教員も対象ですか？

対象なのは、中学部・高等部のみです。学校教育法に定める中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）及び都道府県・各市町村教育委員会に勤務する正規教員もしくは専任教諭が対象です。

Q2 幼稚園・高専・大学の教員も対象ですか？

いいえ。対象外です。学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）及び都道府県・各市町村教育委員会に勤務する正規教員もしくは専任教諭が対象です。

Q3 教員ですが、現在休職して大学院に在籍しています。応募できますか？

休職して大学院在籍中の方は現職教員とはいえませんので、応募できません。大学院に在籍中の方でも授業を持った現職の教員であれば応募できます。

Q4 教育委員会を通して応募する必要がありますか？

「個人」単位の応募となっていますので教育委員会を通すことは要件ではありません。ただし、募集要項の「4. 応募資格要件3」にある通り、学校長もしくは教育長の推薦が必要となります。

Q5 学校がICTを実践していないと応募できませんか？

ICTを学校教育現場に導入する具体的な予定、もしくは強い関心をお持ちの学校および応募者であれば、応募いただけます。

Q6 応募に際しIE-School / ICT-Schoolの指定校でないといけないのでしょうか？

もしくは、指定校だと有利になるのでしょうか？

必須ではありません。また、有利になることもありません。

Q7 過去にJFMF教員プログラム、ESD日米教員交流プログラムの参加経験がある場合、応募できますか？

「宇宙と地球」という題材を自身の教える教科で扱えるということを示せば応募いただけます。

Q8 推薦状は、誰からもらえば良いのでしょうか？

プログラム参加期間中は、職場から離れることとなりますので、長期期間不在となることを許可していただける方よりいただきます。学校長や教育長が推薦状の登録があった時点で、許可を得られたものとみなします。応募者が許可なく推薦状を登録し、なりすました場合は即不合格となり、その責任も負いかねます。

Q9 推薦状を得られない場合、どのようにすればよろしいのでしょうか？

応募いただけません。

Q10 同じ学校から応募できる教員数は、決まっているのでしょうか？

いいえ、決まっていません。同じ学校から複数人ご応募いただいても構いません。

Q11 携帯のメールアドレスしか持っていません。それでも応募できますか？

携帯のメールアドレスは受け付けておりません。フリーメールなど必ず事前にアカウントを取得し、@fulbright.jp および@teacherexchange.jpからのメールを受信できるよう設定をご確認ください。可否連絡や合格後のやりとりでメールアドレスが必須となります。個別に特別対応はいたしかねます。

Q12 パスポートを持っていません。応募できますか？

応募時点でパスポートをお持ちでなくてもご応募いただけます。ただし、参加確定後はすぐに航空券を手配するため、急ぎ取得していただく必要があります。後日お知らせする期日までに間に合わない場合や航空券とパスポートでお名前の綴りが違う等の理由で出発できなくなってしまった場合、当方では一切責任を負いません。

Q13 エントリーシートに定期試験に関連する設問がありますが、私が勤務する学校では定期試験を実施していません。

はい、可能です。定期試験を実施していない場合であっても授業目標の達成を図るために生徒に与えている課題とその説明（授業目標とその取り組みについての具体的な説明、評価があれば評価方法も含む）を規定の長さでご提出いただければ結構です。

Q14 小学校で勤務していますが、中学・高等学校の免許を取得しています。応募できますか？

いいえ、応募いただけません。ICTを学校教育現場に導入している、または導入する具体的な予定を持ち、日米間での交流を推進する意欲のある現職の中学・高等学校の教員を対象とさせていただいております。

Q15 現在の役職は講師です。応募できますか？

臨時的任用教諭や期限付き臨時任用の場合は、残念ながら応募対象外となります。

Q16 現在の役職は、教頭・副校長・校長にあたる管理職ですが、応募できますか？

管理職（教頭、副校長、校長）であっても授業をお持ちで、業務遂行について評価ができ、推薦状のご記入・ご提出いただける方がいらっしゃいましたら、応募いただけます。

Q17 来年も実施されますか。開催時期や期間、場所など教えてください。

本プログラムは単一年度予算で運営しており、次年度以降については期間、時期、対象、内容いずれも未定です。プログラムの実施が決定いたしましたら、実施年の前年秋から冬頃に周知いたします。

Q18 推薦者が誤って「推薦者用フォーム」のリンク付きメールを削除してしまい、推薦状を提出できません。どうしたら良いのでしょうか？

応募教員が「応募者用ホームページ」より推薦者への「メール再送信」というボタンをクリックしてください。クリックしていただきましたら、推薦者にメールが再送信されるので推薦状を再入力できるようになります。

Q19 応募教員が初期申し込み後に受信したメールを削除してしまいました。自身の申請書や推薦状提出にあたりログインできなくなっていました。どうしたら良いのでしょうか？

募集要項「5. 応募方法」の「初期申し込み」にある「ログイン用メール再送信」をクリックしてください。初期登録した時と同じメールアドレスを入力いたしましたら、応募教員用のURLが送信されます。そちらのURLより応募いただけます。

Q20 応募受付完了の通知が来ません。きちんと応募できたのでしょうか？

本人によるオンライン登録と推薦者による推薦状の登録が揃って応募完了となります。本人によるオンライン登録だけでは完了となりません。この2点を確認いたしましたら、応募受付完了のメールをお送りしています。

選考について

Q21 選考はどのような方法で行われますか？

オンライン登録された内容をもとに書類審査を行います。記述式問題は明瞭に記載してください。書類審査を通過された方は、事務局より面接時間に関するご連絡をメールにて差上げます。面接審査は、スカイプを利用しオンライン面接となります。

Q22 面接審査（オンライン面接）実施日を変更できますか？

いいえ、できません。面接実施日内で極力時間を調整しますが、必ずしもご希望の時間で実施はできかねますので、予めご了承

Q23 面接審査（オンライン面接）でスカイプのアカウントを持っていません。どうしたら良いですか？

スカイプのアカウントは無料で作成いただけるので、事前に作成してください。

Q24 合否の連絡はどのような方法で通知されるのでしょうか？合否の理由も教えていただけますか？

応募されたご本人のメールアドレスへ合否の連絡をいたします。推薦者には、通知していません。なお、合否理由については、いかなる場合もお知らせしていません。

プログラムについて

Q25 プログラム参加者の義務として報告書の提出とありますが、これは継続的なものなのでしょうか？

プログラム終了後、9月と12月に報告書を提出していただきます。

Q26 プログラム終了後の義務はありますか？

プログラム期間中、両国の参加教員は日米の教育交流を目的としICTを使った共同プロジェクトを立ち上げます。プログラム終了後は制作した共同プロジェクトの実現に努めることが求められます。

Q27 参加教員が不在の期間は、別の教員が派遣・補充されるのでしょうか。

いいえ、派遣・補充されません。

Q28 プログラム中はどのようなことをするのでしょうか？

講義をはじめ、ワークショップやグループ・ディスカッションを行います。テーマに関連している機関などへも訪問する予定です。プログラム期間内に米国人教員との共同プロジェクトを立ち上げ、プログラム最終日に発表していただきます。

Q29 PCスキルが必要とのことですが、どの程度必要なのでしょうか？

参加教員はプログラム参加準備期間からメール、データのやり取りが発生します。プログラムの目的としてICTの活用があり、事務局やこのプログラムではPCやワードの使い方等の説明はいたしません。ご自身である程度使いこなせる方、もしくは積極的にご自身で使い方など調べられるスキルが必要です。

Q30 プログラム参加時にはPCもしくはタブレットを持参することが必須となっていますが、個人と学校のPC・タブレットのどちらを持参すれば良いのでしょうか？

いずれでも構いません。学校の端末の持ち出しに学校の許可が必要な場合は、ご自身で事前に許可を得てください。また、当方からの貸し出しはありません。

Q31 子どもや家族を連れての参加できますか？

いいえ、できません。応募者ご本人お一人での参加となります。

Q32 滞在を延長できますか？

いいえ、自費であっても滞在延長は認められません。

その他**Q33 倍率を教えてください。**

倍率は、公表しておりません。

Q34 自費での参加はできますか？

できません。

Q35 選考後異動があった場合には参加資格はどうなりますか？

異動先の学校長もしくは教育長からの推薦状が得られれば参加資格は残ります。

Q36 選考後、不参加者が出た場合は、参加者の人数は変わるのですか？

変更はありません。選考過程で補欠候補を決めておき、不参加がでた場合には補欠が繰り上がります。ただし直前のキャンセルで補欠の渡航準備が間に合わない場合はこの限りではありません。